

福井市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域等における耕作放棄を防止し多面的機能を確保するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要領」という。）に基づき、協定に規定する農業生産活動等を5年間以上継続して行う農業者等に対し、予算の範囲内で交付金を交付するものとし、その交付に関しては、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「交付金」とは、「中山間地域等直接支払交付金」をいう。

2 この要綱において「代表者等」とは、「交付金の交付を受けようとする集落協定の代表者又は個別協定の申請者」をいう。

3 この要綱において「協定」とは、「集落協定又は個別協定」をいう。

(対象行為)

第3条 交付金の交付の対象となる行為は、交付金実施要領第6の2に掲げる協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等とする。

(交付単価及び交付額)

第4条 交付単価及び交付額は、別表1に定めるとおりとする。

(交付率)

第5条 交付率は、別表2に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする代表者等は、規則第3条第1項の規定により、中山間地域等直接支払交付金交付申請書（様式第1号）を、市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支予算書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により、交付金の交付の決定をしたときは、中山間地域等直接支払交付金交付決定通知書（様式第3号）により、当該交付金の交付を申請した代表者等に通知するものとする。ただし、当該年度の

- 予算が計上されていない場合は、予算計上後、速やかに通知するものとする。
- 2 市長は、前項の交付決定に必要な範囲内で条件を付することができる。

(決定の取消)

第8条 市長は、交付金の交付決定後において、基本方針に規定された交付金の返還等に該当すると認められるときは、規則第15条の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付請求)

第9条 交付金は概算払により交付するものとし、交付決定を受けた代表者等が交付金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、中山間地域等直接支払交付金概算払請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第10条 交付金の交付決定を受けた代表者等は、協定内容の変更等により交付決定額に変更が生じるときは、市長に中山間地域等直接支払交付金変更承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けなければならない。

(変更交付決定)

第11条 市長は、規則第7条の規定により、変更を承認したときは、中山間地域等直接支払交付金変更交付決定通知書（様式第6号）により、当該交付金の変更承認申請した代表者等に通知するものとする。

(実績報告)

- 第12条 交付金の交付決定を受けた代表者等は、規則第11条の規定により、交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに中山間地域等直接支払交付金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 収支決算書（様式第8号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、規則第12条の規定により、交付金の交付額を確定し、中山間地域等直接支払交付金交付額確定通知書（様式第9号）により、当該実績報告書を提出した代表者等に通知するものとする。

(交付金の返還)

第14条 市長は、変更又は取消しにかかる部分に対し既に交付金が交付されているときは、規則第16条の規定により、代表者等に対し、協定の締結年度にさかのぼって交付金の返還を命ずることができる。

(関係書類の保管)

第15条 代表者等は、交付金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、交付金の交付終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

1 交付単価及び交付額

- (1) 農業者等への交付額は、集落協定又は個別協定に位置付けられている農用地について、(2)に掲げる地目及び区分ごとの交付金の交付単価に各々に該当する交付金の対象となる農用地面積をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。
- (2) 国の交付金による交付の上限単価は、次に掲げるア及びイの表中の①とする。

また、地方公共団体が、国の交付金と併せて一体化して行う交付金の交付の上限単価は、同表中の②とする。

ただし、集落協定にあっては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、交付金実施要領第 6 の 2 の(2)のイの自作地を対象としている個別協定にあっては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合には、国の交付金による交付の上限単価及び地方公共団体が国の交付金と併せて一体化して行う交付金の交付の上限単価は、アに掲げる表中の①及び②のそれぞれに 0.8 を乗じた額とするとともに、イの(ア)及び(ウ)から(オ)までに掲げる加算措置は適用しないものとする。

また、イにおいて、同一農用地を対象として複数の加算の交付を受けようとする協定については、加算を適用する順序を決定するとともに、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算について、国の交付金による交付の上限単価は、イに掲げる表中の①に 500 円を減じた額とし、地方公共団体が、国の交付金と併せて一体化して行う交付金の交付の上限単価は、イに掲げる表中②に 1,000 円を減じた額とする。

ア 傾斜農用地等の 10 a 当たりの交付の上限単価

地目	区分	①国の交付金による交付の上限単価	②国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の上限単価
田	急傾斜	10,500 円	21,000 円
	緩傾斜	4,000 円	8,000 円
畑	急傾斜	5,750 円	11,500 円
	緩傾斜	1,750 円	3,500 円
草地	急傾斜	5,250 円	10,500 円
	緩傾斜	1,500 円	3,000 円
	草地比率の高い草地	750 円	1,500 円
採草放牧地	急傾斜	500 円	1,000 円
	緩傾斜	150 円	300 円

注 1：交付金実施要領第 4 の 2 の(2)及び(4)のイに該当する農用地については、緩傾斜の単価と同額とする。

注 2：特認地域内の対象農用地（交付金実施要領第 4 の 1 の(1)から(9)

までに掲げる地域内の対象農用地を除く。以下同じ。)に係る国の交付金による交付の上限単価は、①に2/3を乗じた額とする。

注3：国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に1/2を乗じて得た額とする。

イ 加算措置

(ア) 棚田地域振興活動加算（集落協定の活動において、棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、当該計画に係る協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農地（以下「棚田地域振興農地」という。）について、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、棚田地域振興農地の面積に応じて加算されるものをいう。）の10a当たりの交付の上限単価

地目	区分	①国の交付金による交付の上限単価	②国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の上限単価
田	急傾斜	5,000円	10,000円
	超急傾斜	7,000円	14,000円
畑	急傾斜	5,000円	10,000円
	超急傾斜	7,000円	14,000円

注1：棚田地域振興農地のうち、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地については、超急傾斜の単価とする。

注2：国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に1/2を乗じて得た額とする。

注3：棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算のいずれの加算についても交付を行わないものとする。

(イ) 超急傾斜農地保全管理加算（集落協定又は個別協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地（以下「超急傾斜農地」という。）の保全等の取組を行う場合に、超急傾斜農地の面積に応じて加算される額）の10a当たりの交付の上限

単価

地目	①国の交付金による交付の上限単価	②国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の上限単価
田	3,000円	6,000円
畑	3,000円	6,000円

注1：特認地域内の対象農用地に係る国の交付金による交付の上限単価は、①に2/3を乗じた額とする。

注2：国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に1/2を乗じて得た額とする。

注3：超急傾斜農地保全管理加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

(ウ) 集落協定広域化加算（集落協定の活動において、協定認定年度（途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、他の集落内の対象農用地を新たに含めて協定を締結して、農村振興局長が別に定めるところにより、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保する場合（単年度に限る。）又は当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算されるものをいう。）の10a当たりの交付の上限単価

地目	①国の交付金による交付の上限単価	②国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の上限単価
田	1,500円	3,000円
畑	1,500円	3,000円
草地	1,500円	3,000円
採草放牧地	1,500円	3,000円

注1：特認地域内の対象農用地に係る国の交付金による交付の上限単価は、①に2/3を乗じた額とする。

注2：1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。

注3：国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に1/2を乗じて得た額とする。

- (エ) 集落機能強化加算（集落協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算されるものをいう。）の10a当たりの交付の上限単価

地目	①国の交付金による交付の上限単価	②国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の上限単価
田	1,500円	3,000円
畑	1,500円	3,000円
草地	1,500円	3,000円
採草放牧地	1,500円	3,000円

注1：特認地域内の対象農用地に係る国の交付金による交付の上限単価は、①に2/3を乗じた額とする。

注2：1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。

注3：国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に1/2を乗じて得た額とする。

注4：集落機能強化加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

- (オ) 生産性向上加算（集落協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、農業生産性の向上を図る取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算されるものをいう。）の10a当たりの交付の上限単価

地目	①国の交付金による交付の上限単価	②国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の上限単価
田	1,500円	3,000円
畑	1,500円	3,000円
草地	1,500円	3,000円
採草放牧地	1,500円	3,000円

注1：特認地域内の対象農用地に係る国の交付金による交付の上限単価は、①に2/3を乗じた額とする。

注2：1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。

注3：国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に $1/2$ を乗じて得た額とする。

注4：生産性向上加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

別表 2 (第 5 条関係)

交付率

対象地域	国	県	市
通常地域	1/2	1/4	1/4
特認地域	1/3	1/3	1/3

注 1：通常地域は、特定農山村法、山村振興法、過疎法、棚田地域振興法等における法指定地域内。

注 2：特認地域は、知事特認地域（農林統計上の中山間地域及び農林統計上の中山間地域に隣接する農用地等）。